

## 「俗論派」の意見書

一坂 太郎

以後、第二次長州征討を経、「明治維新」へと続く。だから勝った過激派は「正義派」、負けた穩健派は「俗論派」と呼ばれた。

では、「俗論派」の主張とは、どのようなものだったのか。

本稿では元治元年（一八六四）十月はじめ、長州藩内における政権抗争の中、いわゆる「俗論派」により著されたと見られる意見書を紹介する。二部構成で、前半は「晋作ノート」五九号（一〇二三年九月）掲載の拙稿「俗論」の言い分」を改稿して解題とし、後半は原文を翻刻した。

解題では改元は年の始まりから新元号を使用した。引用は読み下し、片仮名は平仮名とした。翻刻は旧字を原則として新字に改め、句読点を加えるなどした。本来「正義」「俗論」は、「正義」側から見た一方的な価値観に基づく呼称である。本稿でも使用するが、あくまで便宜上であり、その価値観を肯定するものではないことをお断りしておく。

明治二年（一八六九）、維新に關係が深い大名家などに対し、修史の詔勅が出た。毛利家では大規模な史料編纂を行い、『防長回天史』などが生み出される。ところが、その『防長回天史』には「俗論」側が直接作成したような史料が、ほとんど収められていない。「俗論」側の主張は「正義」側のファイルターを通じ、記録されているのみ。それは史觀云々よりも史料が存在しないため、そうせざるを得なかつたのだろう。このため現状では、幕末長州藩史の中立的視点での叙述は、不可能とされる。

政敵の痕跡をここまで抹消した「正義」の執念、執着たるや凄まじい。内戦に勝利した「正義」は、藩内を「決死防戦」の覚悟で一本化するため、閏五月二十八日に首領格の椋梨藤太らを死罪に処すなど、「俗論」を徹底して弾圧、排除した。同時に、史料も失われたのではないか。

しかし最近、抹消されたはずの「俗論」が直接書いた史料を、見つけた。

幕藩体制に比較的従順だった長州藩（萩藩）は文久二年（一八六二）七月、尊攘論の信奉者たちが藩是を奉勅攘夷に定めるや、過激藩と化す。将军上洛、外国艦砲撃、そして元治元年（一八六四）七月に「禁門の変」で敗れるまでの二年間、暴走は続いた。激怒した孝明天皇は長州藩を朝敵として幕府に征討を命じ、これを幕府は諸藩に伝える。

一方、長州藩では過激派が斥けられ、稳健派が政権に就く。そして責任者を処罰し、藩主父子を山口から萩に戻すなど、恭順謝罪する。結果、長州征討は同年内に不戦解兵で終わった。

ところが、これを不服とする高杉晋作らが十二月十五日、下関で挙兵し、

意見書の冒頭では「妄発（「禁門の変」のこと）」のすえ、藩主父子が

「一旦朝敵」となり、「近々追討使」が差し向けられるのは「御国危急存亡の秋」だとする。そして「上は太夫より下は草野の万民に至る迄、不安、寝食泣涕、痛哭の至り」とし、暴走する「正義」政権に対し、藩内官民が怒り、恐怖を感じていると述べる。

京都進発の責任者は「三太夫以下参謀の人々」の他、「いざれ連座の罪逃れ難」い者もいるとする。その「七、八人」の中に、桂小五郎や高杉晋作も想定されていたのではないか。だから桂は但馬地方に潜伏し、「正義」が復権するまで帰藩しなかった。高杉も山口から逃げるようにして萩に引きこもつたりと、不自然な動きをしている（前号拙稿参照）。

先年、岩国徵古館が公開した重臣志道安房の「手控」十一月九日の条に、「正義」幹部のひとりとして「高杉和助（晋作）」が「切腹の部」に入つていたと、新聞でセンセーショナルに取り上げられた。その時、新聞記者から取材を受けた私は傍証する史料が無く、評価は難しいとしてコメントしなかつた。しかしいま意見書を見ると、「正義」の誰をどう処罰するかが相当検討されていた様子である。高杉切腹はその段階で、「俗論」が示したひとつつの案ではなかつたか。

意見書で非難されるのは、朝敵になつてなお、反省どころか、山口を本拠に頑な姿勢を崩さなかつた「正義」だ。藩主は文久三年四月十六日以来、萩から山口に居を移している。その周囲は「正義」により厳重に固められており、「俗論」は近づけない。萩から山口に入ろうとすると「厳罰」に処せられ、宿泊も出来ない。

「俗論」は自分たちを「精忠の士」「愛國愛君の輩」などと呼ぶ。「俗論」は「上は朝敵の御冤名を一洗し、社稷保全の策をなし、微衷を天地の間に貫かんと欲し」、生命の危険も顧みず、変装するなど苦労して山口に入ろうとした。

そこへ藩主一族で岩国領主の吉川監物（経幹）が登場し、形勢が一転する。吉川の出現は「俗論」にとり、「誠に暗夜に燈を得、瞽者の明を得るが如し」だった。「俗論」は憤發し、数百人が山口に入り、「奸吏御一新、弊政御改革」を目指す。吉川は藩主に「壯烈過激の者はすでに妄發にも及ぶべきところ、鎮静罷り在り候よう精々御説得」する。こうして「正義」から「俗論」へと政権が移り、藩主父子は萩に帰つてゆく。その様子を、次のように述べる。

「夜は白み、御一新の期相待ち候中、良知の感發するところか、天譴の容れざるところか、清太夫（清水清太郎）は脱走、麻田（周布政之助）は自殺、これより奸吏の勢い自然日に御減じ、ついに御帰城に立ち至り」

周布の自決は九月二十六日で、「奸吏」である「正義」が失速してゆく。これを、天罰のように言う。そして「匹夫匹婦に到る迄、感泣つかまつり候」と、民衆までが危険な政権の崩壊を喜んでいると述べる。意見書は、「俗論」が民衆の支持を得ていると、繰り返す。

「二州の人民、目拭いて維新の御政事渴望つかまつり候。先だつてより歎願申し上げ候通り、御一新の御处置、御恭順の基本にて：急速に御处置これありたく願い上げ奉り候」

「正義」から「俗論」へと政権が移つたことを、「維新」「御一新」と呼ぶ。「維新」「御一新」は「正義」の専売特許ではなく、この時期「俗論」も使つていたことは意外である。

また、藩が危機に立たされた因を、「近來權威下に移り、尾大の患をなし」と指摘する。長州藩が奉勅攘夷に藩是を定めるや、従来、藩政に直接関与出来なかつた久坂玄瑞ら「草莽」が、独自で築き上げて来た同志のネットワークなどを背景に台頭した。いきなり国政の舞台に立たつた藩主らは人脉も情報も乏しいから、久坂たちに任せしかねない。久坂は「攘夷」には勝

算など最初から無く、ただ「国体」と「大義」のために行うと述べている。

そのような観念論で藩政をさんざん振り回したあげく、「禁門の変」へ突入し、「朝敵」になつたのである（拙著『久坂玄瑞』令和元年）。「俗論」の意見書は、そうした在り方を反省すべきだと言う。

### (3)

意見書には「かの奇兵隊ども」の処置についても、述べられている。「俗論」は奇兵隊を、必ずしも「正義」の側とは見ていない。むしろ「正義」と結び付き「乱を企て候も計り難き」なのが、危険なのである。すでに「正義」の中には、奇兵隊に逃げ込んだ者がいるとも言う。だから反撃させないためにも、「正義」の処罰を早急に行う必要があると説く。

後日、高杉晋作は諸隊と結び付き内戦を起こすのだが、それを「俗論」はすでに予測し、危惧していたことが分かる。

では、いきなり奇兵隊を解散させるのかと言えば、それは違う。兵士たちにも生活があり、「窮鼠猫を食み候道理」、追い詰めてはかえつて危険なのである。「解散」させたら「处处に潜伏し、奸徒に誘われ、東集西会、いかほど御政道の御妨げに相成るべくも計り難く」と予測する。だから馬閥攘夷戦争の論功行賞も行つた上で、次の懐柔策を提唱する。

「利害篤と御説得の上、命を用いぬ者は早々厳罰仰せつけられ、改心つかまつり候者は、これまでの通り差し置かれ、しかるべき人物惣督にして紀律厳肅に仰せつけられ候ばば、かえつて他日の御役にも相立つべくと申し、兎も角も御一新相成り候えば、諸隊の儀はいかようとも相成るべきと存じ奉り候」

恩情を持つて接し、自分たちの味方に取り込もうと考えたことが、うかがえる。ただ、実際は十月二十一日に、いわゆる「諸隊解散令」が出るか

ら、思惑どおりには進まなかつたのかも知れない。もつとも、その後も力任せの解散が行われなかつたのは、懷柔策が生きていたからではないか。

この部分を読み思ひ出されるのが、赤穂武人総督をはじめとする奇兵隊幹部のことだ。談合に応じた「しかるべき人物」の彼らは、「俗論」との妥協点を探っていた。ところが調停は、「正義」の官僚高杉の挙兵でぶち壊しどなる。再び「正義」が政権に返り咲いた暁には、ひとり罪を被せられた

赤穂が「不義不忠」を理由に慶応二年一月二十五日、処刑された。

### (4)

十月三日、藩主敬親が、翌四日、世子広封が、山口から萩に帰つて来た。

意見書では「御両殿様御帰城に相成り、諸士中はもちろん、匹夫匹婦に至る迄驚喜残らず歓声四隣に相徹し」と、萩の住民の歓びを伝える。だが、再び山口に移るのではとの不安感は、つきまとつたらしい。

そこで、山口は攘夷のために移つたのだから、列強との間に和議が成ったいま、もう戻る必要は無いとする。さらには山口が地形的に要害には適さない理由を、いくつか挙げる。

「俗論」は山口に藩庁が移つたため、困惑する萩の住民の「人心」にも気を配る。三百年来の歴代藩主の墓、従う家臣の墓を捨てるのは「實に人情の忍ばざるところ」だという。あるいは民衆も、商売が成り立たなくなつたり、田畠が荒れたりして困窮しているとし、「これより州郡凋弊、流離、破産、盜賊盛んに行われ、恐らくは百姓愁怨、ついに争乱におよぶべく」と、一揆の勃発を予測する。

そして「俗論」の意見書の結論は、次のようなものである。

「社稷長久の策を求め、下は万民安堵の基を相建てられ、御両殿様、尊王の御大義再び天下に伸ばしなされ候期、伏して企望奉り候」

意見書を読み、まず気づくのは、どこにも幕府に恭順謝罪するとか、幕府に従うなどとは述べられていないことである。藩内を改革して天皇に恭順し、再び尊王を実行すると言う。「尊王」のリセットを行うのだから、天皇に恭順謝罪するのは当然なのである。

ところが、たとえば「正義」側の中原邦平『井上伯伝』（明治四十年）では「一意恭順謝罪を旨とし、唯幕府の命之従ふ：故に吾々武士道を重んずる者は、臣子の分として決して一意恭順謝罪説に同意する能ばざるなり」などと、「俗論」は幕府に尻尾を振った政権とされる。「俗論」は言つても無いことを言つたように記録され、悪印象を持たれのではない。

それに、長州征討を命じたのは天皇だ。「幕長戦争」ではなく、天皇対毛利の戦いなのである。それでは不都合なので、後年編まれる「維新史」は幕府対長州という構図を、やたらと強調する。その影響は、現代の学校教科書等にも残っていると言えよう。

また、「正義」は民衆の支持を集めており、内戦の勝因もそこにあると評されることが多い。確かに支持者もいただろうが、果たして朝敵になるまで暴走した政権が、どこまで民の支持を集めていたかは疑問である。

なお本史料は令和五年七月二十七日から十二月十九日まで萩博物館高杉晋作資料室において展示公開した。

### 翻刻

先般三太夫以下 輦下ニ於テ及妄發、乍恐 御両殿様從來尊 王之御正義  
一旦朝敵之御姿ニ被為成、近々追討使被差向候トノ御事、實以御国危急存亡之秋、上太夫ヨリ下草野之万民ニ至迄、不安寝食泣涕痛哭之至此時ニ奉存候、右ニ付三太夫以下參謀之人々禁錮被仰付、乍恐 上深御痛悔被遊御慎迄 被仰出、飽迄モ御誠意御恭順、御貫徹被遊度段、御家來中エモ度々被

仰聞誠以 上御苦心之段奉敬察臣子之情不堪流涕之至、然處諸有司罪ヲ三太夫已下ニ托シ覩然自得、更ニ悔悟恐懼之意之レ無ク、固京都妄舉之罪ハ三太夫以下參謀之者ニ在テ諸有司入京之列ニ非スト雖モ、孰レ連座ノ罪難逃候。且君辱臣死ト、君臣之大義古今之通論、然ルニ忘義偷生何之面目アツテ天地之間ニ立ン哉、剩精忠之士起ン事ヲ恐レ、山口エ罷越候者ハ嚴罰可申付トノ令ヲ下シ、山口表ニ於テハ萩ヨリ来リ候者エ妄ニ止宿ヲ許スヘカラストノ命ヲ布キ候得共、人心之感スル處制止スヘカラス、愛國愛君之洗シ、社稷保全ノ策ヲナシ、微衷ヲ天地ノ間ニ貫ント欲シ、竊ニ山口ニ到リ、或ハ農屋ニ宿シ、眠ヲ牛犢ニ伴ヒ、或ハ商家ニ到リ、愍ヲ壳兒ニ乞ヒ、昼伏夜行苦心仕候由ノ處、天意ノ感スル処カ、幸ニ監物様御出ニ相成、誠ニ暗夜ニ燈ヲ得、瞽者ノ明ヲ得カ如シ、殊ニ監物様不世出ノ御賢明ニ被為渉、広家公ノ御遺志ヲ被為繞御周旋有之、繞テ執事能太夫御出浮ニ相成、御尽力之レ有候中、追々同氣相感同類相求、憤發之士数百人罷越、奸吏御ニモ可及處、鎮静罷在候様精々御説得得被遊候ニ付、夜白御一新之期相待候中、良知ノ感發スル処カ、天譴ノ不容処カ、清太夫ハ脱走、麻田ハ自殺、是ヨリ奸吏ノ勢自然日ニ相減シ、終ニ御帰城ニ立至リ、四奸退黜被仰付、両職回復ニ相成、是偏ニ監物様御尽力之故ニ而可有之ト、匹夫匹婦ニ到迄感泣仕候、抑執事新ニ御重職ニ当ラセラレ、是ヨリ君ヲ彌ケ民ヲ拯ヒ黜陟賞罰皆執事ニアリ、二州之人民目ヲ拭テ維新之御政事渴望仕候、先達而ヨリ歎願申上候通、御一新之御処置、御恭順之基本ニテ其余皆是ヨリ隨而相起リ可申、又御一新ニ御確定相成候ハヽ、一日々々ト相廻候テハ其中奸徒共備ヲナシ可申ニ付、急速ニ御処置有之度奉願上候、然処此度巨魁四輩被差替候由、夫而已ニテハ乍恐御一新ト申ニテハ御座有ル間敷、各四輩ト同

等優劣無之者七八輩ハ可有之、其他要路三ハ不立者トハイヘトモ、其事ニ  
關係仕リ、且先年來京摶之間ニ奔走シ、姓名モ顯然ト他藩エ相知レ候者有  
之、タトヘ主謀ニテハ無之トモ、孰レ連座之罪難逃、且近來權威下ニ移リ、  
尾大之患ヲナシ、陰微ニ害ヲナシ候者、要路ノ者ヨリモ甚敷ニ付、不逞之  
徒洩シ置候テハ、余燼何時盛ニ相成候モ難計ニ付、右等之輩、早々尽ク御  
処置有之度奉願上候、各奸吏共此ノ如ク國家ノ大害ヲ生シ、今以悔悟改心  
不仕而已ナラス、己力死ヲ逃ルヽノ策ヲナシ、至ラサル處無之ニ付、御役  
被差替候共、トテモ畏縮罪ニ服シ申聞シク、彼奇兵隊共皆彼等藩等ニ付、  
彼等ヲ誘ヒ、乱ヲ企テ候モ難計、山口ニ於テモ奇兵隊中工逃込候者有之之  
由相聞候ニ付、早々親族中工成トモ御預ケニ相成、其上ニ而罪ノ輕重ニ依  
リ、御嚴罰被仰附度奉願上候、第一、六公卿方其外潛伏之公卿モ有之候由  
ニ付、監物様御氣附モ可有之、早々御処置有之度奉存候八丁ニ於テ京師敗  
走ノ余党其外無賴之子弟多分家モ無之、糊口ノ為ニ繫力  
被差止候様御沙汰有之度、乍然諸隊之者ハ多分家モ無之、亦臣子之至情、古ヲ感シ今ヲ思ヒ候テ  
不堪、感慨群情モ相定可申ニ付、幾回モ旧ニ依テ直様当地御住居ニ相成候  
跡ナリ、婦女子ノ論ニ近ク候得共、亦臣子之至情、古ヲ感シ今ヲ思ヒ候テ  
同惡相求、乍恐上ハ 聖明ヲ欺罔シ、下万民ヲ誤リ、アマタ忠亮純正ノ士  
失ヒ、進退相芬リ可申相迫候而ハ窮鼠猫ヲ食候道理ニ而可有之、又解散致  
サセ候而ハ、処々ニ潜伏シ奸徒ニ誘ハレ、東集西会如何程御政道ノ御妨ニ  
可相成モ難計、且馬閥ニテハ働有之者モ有之候ニ付、可賞ハ之ヲ賞シ、是  
非利害篤ト御説得ノ上、命ヲ不用者ハ早々嚴罰被仰附、改心仕候者ハ是迄  
ノ通り被差置、可然人物惣督ニシテ紀律嚴肅ニ被仰附候ハヽ却而他日ノ  
御役ニモ相立可申、兎モ角モ御一新相成候得ハ諸隊之儀ハ如何様トモ可相  
成ト奉存候、此度 御両殿様御帰城ニ相成、諸士中ハ勿論、匹夫匹婦ニ至  
ル迄驚喜不残、歎声四隣ニ相徹シ申候、元來山口エ御引越ニ相成候ハヽ攘  
夷ノ為ニ而可有御座候得ハ、和議ニ相成候上ハ、御帰城被遊候テモ可然、  
且山口ハ要害堅固ノ地ト申ニテモ無之、入り道モ多分有之、関門嚴重ノ設

有之トイヘトモ、四方ノ山尽平、夷ニシテ孰レニテモ可打越、第一平時運  
送モ不便利ニ付、是非当地直様御任居被遊候様奉歎願候、彼地ニ御屋形ノ  
設モ有之候ニ付、万一有事時ハ何時ニ而モ容易ニ御越シ可相成、且地ノ利  
ハ人ノ和ニ如スト候得ハ、金城湯池ヨリモ人心ヲ以テ城池ト被遊候ニハ及  
申間シク、実ニ三百年來御住居被遊、御代々様方宗廟御墳墓ノ地、一旦御  
捨被遊士太夫モ各親戚墳墓ヲ棄テ相從ヒ、實二人情ノ不忍處、爾來人心恂  
々、物議沸騰、商売俄ニ産業ヲ失ヒ候者モ不少、且宿駅往来繁ク人馬道路  
ニ劳レ、百姓困窮、賦稅モ隨テ相減シ、田畠モ次第ニ相荒レ可申、是ヨリ  
州郡凋弊、流離、破產、盜賊盛三行ハレ、恐クハ百姓愁怨、終ニ争乱ニ可  
及、其上山口ハ元大内氏ノ城地ニシテ、令度御築城之地、即チ法泉寺ノ古  
跡ナリ、婦女子ノ論ニ近ク候得共、亦臣子之至情、古ヲ感シ今ヲ思ヒ候テ  
枚挙スルニ遑アラストイヘ共、七八年前ヨリ政府徒党ヲ結ヒ、群奸相依リ、  
同惡相求、乍恐上ハ 聖明ヲ欺罔シ、下万民ヲ誤リ、アマタ忠亮純正ノ士  
ヲ排斥、疎遠シ、實ニ以テ積惡ノ余、天人共ニ悲候、今二州之人民望ヲ執  
事ニ属シ候ニ付、餓者ハ食ヲナシ易ク、渴スル者ハ飲ヲナシ易シ、執事此  
時ニ当リ俊良ヲ登用シ、人心ヲ収攬シ、旧政御回復被成、上ハ社稷長久ノ  
策ヲ求メ、下万民安堵ノ基ヲ被為建、御両殿様、尊王之御大義再ヒ天下ニ  
被為伸候期、伏<sup>狂愚ヲ顧リミス</sup>而奉企望候、頓首再拜、左右ニ進呈仕候、巖功ノ至ニ勝ヘ  
ス、死罪々々、■再拜

元治元子年